

- 利害関係者について、倫理規則第5条第1項では、許認可、補助金交付、検査、不利益処分、行政指導、契約等の相手方を利害関係者として具体的に規定する一方、
- 1 「職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者」又は「職員の裁量の余地が少ない職務に関する者」として知事が別に定めるものを除く（同項ただし書）
 - 2 許認可、補助金交付、検査、不利益処分、行政指導のいずれにも該当しない場合であっても、職員との接触態様によっては県民の疑惑や不信を招くおそれのある営利事業者については、「事業の発達・改善・調整に関する事務として知事が別に定める事業を行っている事業者等」として利害関係者とする（第6号）
- こととしています。



- 以下のとおり定めることとします。
- 1 **利害関係から除く者**（利害関係が潜在的な者、裁量の余地が少ない職務に関する者）

許認可、補助金交付、検査、不利益処分、行政指導に係る利害関係者のうち、おおよそ県民や事業者の全てが対象となってしまう場合などには、利害関係者から除く。

特に、検査に係る利害関係者は、(1)現に立入検査等を受けている者や、(2)年度の実施計画等により検査等を行うことが明らかとなっている者に加えて、(3)法令の規定により立入検査をし得る状態にある者*も対象となることから、国の各省各庁の長の訓令も参考に、県民の疑惑や不信を招かない限り、利害関係者から除く。

(※)「立入検査をし得る状態にある者」とは、①法令又は条例により数年に一度検査が義務付けられているが、今年度の検査の実施計画の対象には入っていない者、②法令違反行為が疑われれば検査の対象となる者、③法律の目的を達成するために必要があれば検査の対象とすることができる者などが含まれる。
 - 2 **利害関係者に加えるもの**（事業の発達・改善・調整の事務の相手方）

国では、各省の設置法の所掌事務で「〇〇業の発達、改善及び調整」と規定されている場合における当該事務の相手方を利害関係者としており、具体的には、「所管業界において営利目的で事業を営む企業」が該当するものとしている。

一方、県の組織規程では、「〇〇業の発達、改善及び調整」との定型句を用いていないため、国のように組織規程の規定の文言に依拠して、事務やその相手方である利害関係者を特定することができない。

そこで、国の考え方を参考にしつつ、営利事業者を対象とした補助金等交付要綱・行政指導要綱を通して、同号の対象となるものがいるか具体的に把握し、県職員との接触態様によっては県民からの疑惑や不信を招くおそれがあり、かつ、明確に対象を特定できる者を本号の対象とする。

（利害関係者）

第五条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として知事が別に定める者を除く。

- 一 許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第二条第四項に規定する事業者等及び同条第五項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - 二 補助金等（千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号）第二条第一号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四号イに掲げる間接補助金等を含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - 三 立入検査、監査又は監察（法令又は条例の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
 - 四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分及び千葉県行政手続条例第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
 - 五 行政指導（千葉県行政手続条例第二条第六号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
 - 六 事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。）として知事が別に定めるもの 当該事業を行っている事業者等
 - 七 契約（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
 - 八 入札（地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に関する事務 当該入札に参加するために必要な資格を有する事業者等
- 2～4 略

利害関係者の範囲について（参考資料）

利害関係者の範囲(規則5条1項各号)

(1号) 許認可等の相手方

- 許認可等を受けて事業を行っている事業者等
- 許認可等を申請している・申請しようとしていることが明らかな事業者等又は特定個人
 (※)「明らかな」とは、許認可等の申請書の記入要領について相談に来た場合などを指します。以下同じ。
 (※)「特定個人」とは、事業を行っていない個人を指します。以下同じ。

(2号) 補助金等の交付の対象者

- 補助金等の交付を受けて交付対象である事務・事業を行っている事業者等又は特定個人
- 補助金等の交付を申請している・申請しようとしていることが明らかな事業者等又は特定個人
 (※) 申請しようとしている時から交付対象の事務・事業が完了し実績報告を行うまでの間が利害関係者です。

(3号) 検査等を受ける者

- 検査等（立入検査、監査等）を受ける事業者等又は特定個人
 (※) 現に立入検査等を受けている者のほか、年度の実施計画等により検査等を行うことが明らかとなっている者が利害関係者となります。更に、法令の規定により立入検査をし得る状態にある者についても利害関係者となります。

(4号) 不利益処分の名宛人

- 不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

(5号) 行政指導を受けている者

- 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
 (※) 行政指導を受けている者を利害関係者とする理由は、行政指導を受ける側が、当該行政指導を中止、変更するよう働きかけるために、県職員に不当に接触してこることも想定されるためです。(国の考え方と同じ。)
 このため、県職員から一定の作為又は不作為を求められ、それに対し、その行政指導を中止又は変更するよう県職員に不当に働きかけることが一般的に想定できない助成的な行政指導の相手方については、通常、利害関係者と捉えません。

(6号) 事業の発達・改善・調整の事務として知事が別に定める事務の相手方となる営利事業者

- 当該事業を行っている事業者等（営利業者に限る。）
 (※) 国においては、「事業の発達・改善・調整の事務」とは、各省の設置法の所掌事務で「〇〇業の発達、改善及び調整」と規定されている場合における当該事務を指すとの運用解釈をしています。そして、「各府省が所管する業界において営利目的で事業を営む企業」が利害関係者に該当するものとしています。
 (※) 一方、県の組織規程では、「〇〇業の発達、改善及び調整」との定型句を用いていないため、国のように組織規程の規定の文言に依拠して、事務やその相手方である利害関係者を特定することができません。
 そこで、県は、国の考え方を参考にしつつ、県職員との接触態様によっては県民からの疑惑や不信を招くおそれがあり、かつ、明確に対象を特定できる者を6号の対象とします。

(7号) 契約の相手方

- 契約を締結している事業者等
- 契約の申込みをしている・申込みしようとしていることが明らかな事業者等
 (※) 特定個人は対象外（国の規定と同様）。上水道契約の相手方である県民は、利害関係者となりません。

(8号) 職員が職務として携わる事務についての入札に参加するための資格を有する事業者（県独自）

- 「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」「物品等入札参加業者適格者名簿」に登載されている事業者等

潜在的な利害関係

		利害関係者となる範囲	
		利害関係が顕在的	利害関係が潜在的
許認可等 (1号)	事業者等	■	
	特定個人	■	
補助金等 (2号)	事業者等	■	← (6号・営利業者に限る) →
	特定個人	■	
検査等 (3号)	事業者等	■	← (※1) →
	特定個人	■	← (※1) →
不利益処分 (4号)	事業者等	■	
	特定個人	■	
行政指導 (5号)	事業者等	■	← (6号・営利業者に限る) →
	特定個人	■	
契約 (7号)	事業者等	■	← (8号) →
	特定個人		

(※1) 法令等で検査の対象となりうる者